

## J R南武線連続立体交差事業に関する庁内検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 J R南武線の尻手駅から武蔵小杉駅間の沿線における、交通渋滞や踏切事故を解消するとともに、分断された地域の一体化を促進し、加えて新川崎地区などの拠点開発を支援するため、関係する諸計画・事業と調整を図り、同区間における連続立体交差事業の効率的かつ効果的な事業の実施に必要な条件の整理や、事業と連携を図るまちづくりの方向性を検討し、関係機関との円滑な調整を目的として、J R南武線連続立体交差事業に関する庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 庁内検討委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に挙げる事項を所掌する。

- (1) 事業方針の総合調整及び関係機関との協議・調整
- (2) 連続立体交差事業における輸送力増強の検討
- (3) 立体化構造及び工法等の整備手法の検討
- (4) 沿線のまちづくり基本方針や都市基盤などの整備構想作成に関すること
- (5) その他、目的の達成に必要な事項

### (組織)

第3条 庁内検討委員会は、別表1に掲げる副市長及び関係局長をもって組織する。

- 2 庁内検討委員会の議長は建設緑政局担当副市長とする。
- 3 庁内検討委員会は議長が招集し、会務を総理する。
- 4 庁内検討委員会は議長が必要と認めるときは、他の局長等の出席を求めることができる。

### (幹事会)

第4条 庁内検討委員会に、別表2に掲げる関係課長で構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、建設緑政局道路河川整備部担当部長をもって充てる。
- 3 幹事会は幹事長が必要と認めるときは、他の職員の出席を求めることができる。

### (事務局)

第5条 庁内検討委員会の事務局は、建設緑政局道路河川整備部道路整備課に置く。

### (その他)

第6条 その他この要綱の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月9日から施行する。

「J R南武線連続立体交差事業に関する庁内検討委員会設置要綱（H14.6.7 施行）」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年8月18日から施行する。

「JR南武線連続立体交差事業に伴う周辺まちづくり庁内検討会設置要綱(H20.4.15 施行)」  
は廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 別表1（委員）

- ・ 三浦副市長（議長）
- ・ 菊地副市長
- ・ 伊藤副市長
- ・ 上下水道事業管理者
- ・ 総務企画局長
- ・ 財政局長
- ・ 経済労働局長
- ・ 環境局長
- ・ まちづくり局長
- ・ 建設緑政局長
- ・ 幸区長
- ・ 中原区長
- ・ 交通局長

## 別表2（幹事）

- ・ 総務企画局都市政策部企画調整課長
- ・ 総務企画局行財政改革マネジメント推進室担当課長
- ・ 財政局財政部財政課長
- ・ 経済労働局産業振興部工業振興課長
- ・ 経済労働局産業振興部商業振興課長
- ・ 環境局総務部環境調整課長
- ・ まちづくり局総務部企画課長
- ・ まちづくり局計画部都市計画課都市基盤担当課長
- ・ まちづくり局交通政策室交通計画担当課長
- ・ 建設緑政局総務部企画課長
- ・ 建設緑政局総務部企画課計画調整担当課長
- ・ 建設緑政局道路河川整備部担当部長（幹事長）
- ・ 建設緑政局道路河川整備部道路整備課長
- ・ 建設緑政局道路河川整備部道路整備課立体交差担当課長
- ・ 幸区役所まちづくり推進部企画課長
- ・ 中原区役所まちづくり推進部企画課長
- ・ 交通局企画管理部経営企画課長
- ・ 交通局自動車部運輸課長